

箕面市立箕面保育所民営化に係る運営法人募集要領

箕面市立箕面保育所について、移管により、運営する法人を以下のとおり募集します。

1. 移管する保育所の名称・所在地等

名 称	所 在 地	開 設	移管予定日
箕面市立 箕面保育所	箕面市箕面五丁目 12 番 30 号	昭和 5 0 年 4 月	平成 2 6 年 4 月 1 日

2. 財産の譲渡等

(1) 保育所用地

- ① 契約により無償で貸し付けます。
- ② 許可なく保育所以外の用途に使用することを禁止します。

(2) 保育所建物等

- ① 箕面保育所の建物は、現状のまま無償で譲渡します。
- ② 許可なく保育所以外の用途に使用することを禁止します。
- ③ 現状敷地で建て替えを行う場合は、同一用途（認定こども園を含む）かつ、既存建築物の延床面積の 1.5 倍までが条件となります。
また、建築基準法第 43 条但し書による許可申請が必要です。
- ④ 市は、今後も継続して保護者の送迎車両用に箕面市消防本部（署）等の駐車場を確保します。

(3) 保育所物品

現保育所の物品は無償で譲渡します。

※建物の無償譲渡契約については、箕面市議会の議決が条件となります。

※土地、建物及び物品における数量の不足又は隠れた瑕疵については、本市は一切の責任を負いません。

※土地、建物については、別添「箕面市立箕面保育所民営化法人応募に係る参考資料」にも条件を付しています。

※譲渡後の物品の処分は任意に行ってください。

3. 応募条件

別添「箕面市立箕面保育所民営化法人応募条件」のとおりとします。

4. 応募の手続き等

① 申込み用紙等の配布

期間：平成 2 4 年 1 2 月 3 日（月）から平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日（金）まで
（土曜日・日曜日を除く。）

電子ファイルを希望される場合は市ホームページからダウンロードをして下さい。

配布場所：箕面市教育委員会事務局子ども部子ども政策課

②質問書の提出

期間：平成24年12月10日（月）から平成24年12月14日（金）まで
別添質問書様式による。（FAX またはメールにて送付のこと）

③法人現地説明会

日時：平成24年12月19日（水）午前10時

集合場所：箕面保育所

※応募する法人は必ず法人説明会に参加してください。

※参加申込は、平成24年12月10日（月）から平成24年12月14日（金）まで

※説明会参加者は1法人につき2人以内とします。

※車でお越しの場合は、箕面駅前第二駐車場をご利用下さい。

※一次審査までの現地確認は、説明会時のみとします。

④申込書の受付

日時：平成25年1月7日（月）から平成25年1月11日（金）まで

受付場所：箕面市教育委員会事務局子ども部子ども政策課

提出部数：10部（正本1部、写し9部）

※提出は持参によるものとし、郵送等での受付はしません。

⑤提出書類

別紙「箕面市立箕面保育所の移管を受ける保育所運営法人申込書」及び同申込書に定める各種書類

⑥審査

(1)一次審査：書類等による審査を行います。応募多数の時は、二次審査への通過法
人数を絞り込むことがあります。

(2)二次審査：面接による審査及び応募法人運営保育所等への視察を行います。

(3)最終審査：一次審査及び二次審査の経過を総合的に判断し、運営法人候補者及び
次点者を選定します。

※選定審査については箕面市立保育所民営化法人選定委員会が行います。

⑦応募費用

応募に関し必要な費用は、応募法人の負担とします。

⑧契約

建物の無償譲渡にかかる契約は、箕面市議会の議決を得たのち、有効になります。

5. その他

(1)提出された申込書等は返却しません。

(2)追加資料を提出していただくことがあります。

(3)当該法人にのみ当該法人の審査結果を通知します。

(4)提出された書類は、箕面市情報公開条例の規定により公開することがあります。

(5)応募法人名及び選定法人名は、運営法人決定後に公開します。

- (6)民間保育所に対する補助制度については、別添「箕面市立箕面保育所民営化法人
応募に係る参考資料」を参照してください。
- (7)設置認可申請にかかる手続き及び費用は、法人の負担とします。
- (8)当要領における日程等については、変更する場合があります。

6. 法人説明会参加申込書・質問書 提出先

箕面市教育委員会事務局子ども部子ども政策課

FAX :072-721-9907

Mail :childpolicy@maple.city.minoh.lg.jp